

事務組織・機構の取扱い(案)について

事務組織・機構の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 事務組織・機構については、「新市における行政組織機構の整備方針」に基づき整備する。また、本庁については、協定項目「新市の事務所位置」により、現加世田市役所とし、旧加世田市の行政区域を所管する総合支所を兼ねる組織機構とする。
- 2 附属機関の取扱いについては、次のとおりとする。
  - (1) 現に 1 市 4 町で設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。
  - (2) 一部の市町にのみ設置されているものは、新市において速やかに調整する。

【新市における行政組織機構の整備方針】

- (1) 住民自治を確立し、住民福祉の向上を図る組織機構
- (2) 市民に親しまれ、分かりやすく、利用しやすい組織機構
- (3) 市民の声を適正に反映し、地域課題に対応できる組織機構
- (4) 運営が簡素で合理的な組織機構
- (5) 指揮命令系統が簡素で責任の所在が明確な組織機構
- (6) 新市まちづくり計画を円滑に遂行できる組織機構
- (7) 新たな政策課題に柔軟かつ速やかに対応できる組織機構

平成 1 6 年 1 2 月 9 日提出

川辺地区合併協議会 会長 川 野 信 男

# 川辺地区合併協議会の調整内容

協定項目	事務組織・機構の取扱い	専門部会名 関係項目	総務部会（総務人事分科会）
調整方針	<p>1 事務組織・機構については、「新市における行政組織機構の整備方針」に基づき整備する。また、本庁については、協定項目「新市の事務所位置」により、現加世田市役所とし、旧加世田市の行政区域を所管する総合支所を兼ねる組織機構とする。</p> <p>2 附属機関の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 現に1市4町で設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。</p> <p>(2) 一部の市町にのみ設置されているものは、新市において速やかに調整する。</p>	<p>【新市における行政組織機構の整備方針】</p> <p>(1) 住民自治を確立し、住民福祉の向上を図る組織機構 (2) 市民に親しまれ、分かりやすく、利用しやすい組織機構 (3) 市民の声を適正に反映し、地域課題に対応できる組織機構 (4) 運営が簡素で合理的な組織機構 (5) 指揮命令系統が簡素で責任の所在が明確な組織機構 (6) 新市まちづくり計画を円滑に遂行できる組織機構 (7) 新たな政策課題に柔軟かつ速やかに対応できる組織機構</p>	

区分	各 市 町 の 現 況					備考
	加 世 田 市	笠 沙 町	大 浦 町	坊 津 町	金 峰 町	
1 行政組織（その1）	市町長事務部局・議会事務部局・監査委員事務部局・選挙管理委員会事務部局					
市町長事務部局	市長 助役 総務部 総務課 企画課 財政課 企画課 税務課 市民福祉部 保健課 福祉課 敬老園 市民生活課 産業振興部 農林水産課 海浜地域特区推進室 商工観光課 平和記念館 農地整備課 建設部 土木課 都市計画課  収入役 会計課	町長 助役 総務課 企画課 税務課 住民福祉課 保育園（2） 保健課 経済課 自然保養林管理センター 建設課 会計課 野間池出張所 笠沙・野間池診療所	町長 助役 総務課 企画課 経済課 税務課 民生課 建設課  収入役 収入役室	町長 助役 本所 総務課 税務課 町民課 保健課 経済課 建設課 支所 税務課 町民課 保育園（3） 保健課 秋目僻地出張診療所 経済課 観光課 歴史資料センター輝津館 建設課 特別養護老人ホーム  収入役 会計課  町立病院 院長 病院事務局	町長 助役 総務課 企画建設課 木花館 税務会計課 生活課 保育園（1） 農林水産課 農業公社  収入役	
議会事務部局	議会 事務局	議会 事務局	議会 事務局	議会 事務局	議会 事務局	
監査委員事務部局	監査委員 事務局	監査委員 書記	監査委員 書記	監査委員 書記	監査委員 書記	
選挙管理委員会事務部局	選挙管理委員会 事務局	選挙管理委員会 事務局	選挙管理委員会 書記	選挙管理委員会 書記	選挙管理委員会 書記	

## 川辺地区合併協議会の調整内容

協定項目	事務組織・機構の取扱い	専門部会名	総務部会（総務人事分科会）
		関係項目	

区分	各市町の現況					備考
	加世田市	笠沙町	大浦町	坊津町	金峰町	
（その2 教育委員会事務局・農業委員会事務局・水道事業）						
教育委員会事務局	教育委員会 教育長 教育次長 総務課 市民会館 市民センター 学校教育課 小学校（9） 中学校（3） 幼稚園 生涯学習課 視聴覚ライブラリー 中央公民館 図書館 体育保健課 学校給食共同調理場	教育委員会 教育長 総務課 給食センター 小学校（3） 中学校（1） 社会教育課 中央公民館 図書館	教育委員会 教育長 事務局 給食センター 小学校（1） 中学校（1） 幼稚園 中央公民館	教育委員会 教育長 総務課 給食センター 小学校（4） 中学校（2） 幼稚園 生涯学習課 B&G海洋センター 公民館	教育委員会 教育長 事務局 給食センター 小学校（5） 中学校（1）	
農業委員会事務局	農業委員会 事務局	農業委員会 事務局	農業委員会 事務局	農業委員会 事務局	農業委員会 事務局	
水道事業	水道事業管理者 水道課				水道事業管理者 水道課	

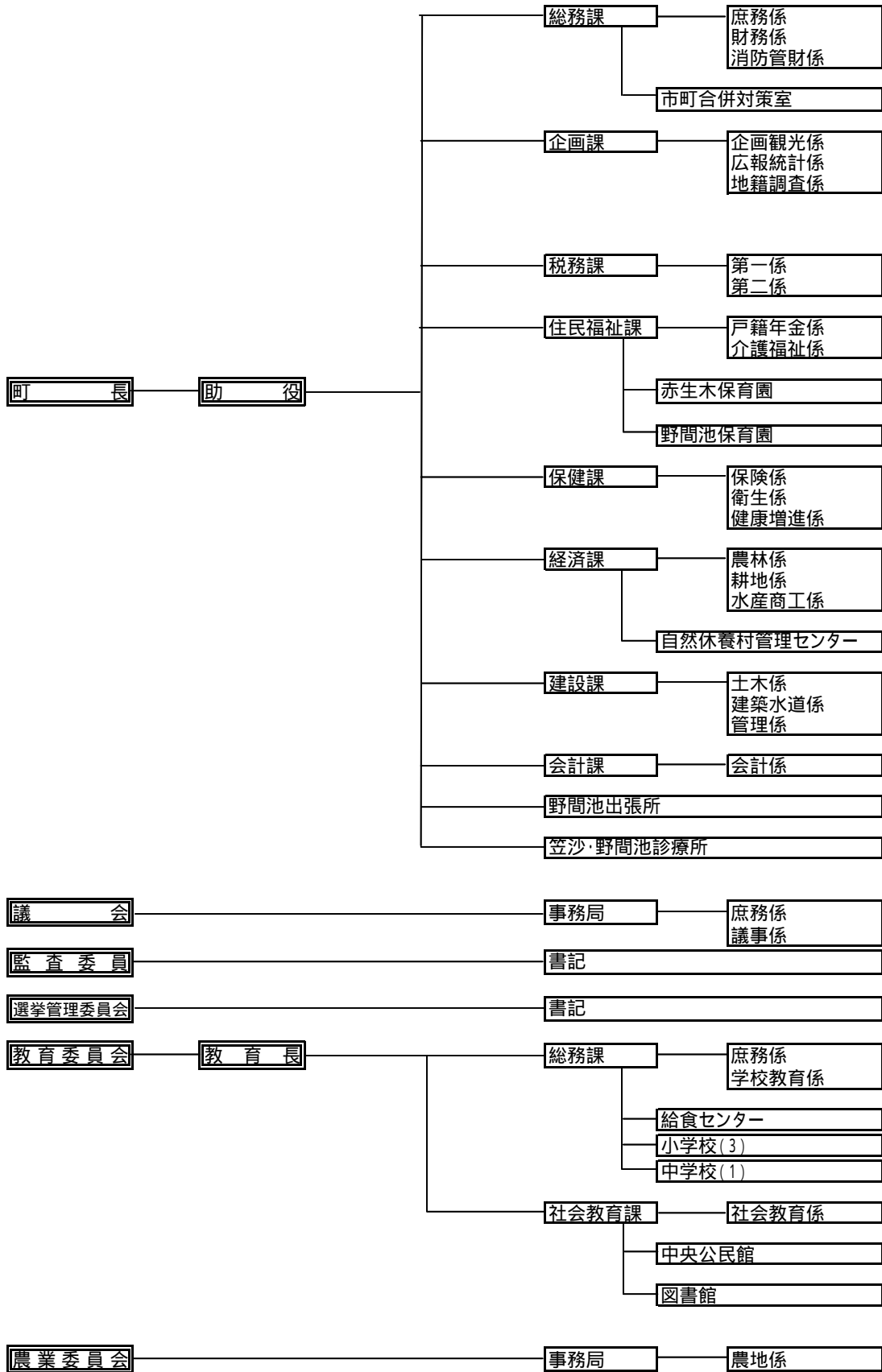
# 川辺地区合併協議会の調整内容

協定項目	事務組織・機構の取扱い	専門部会名	総務部会（総務人事分科会）
		関係項目	

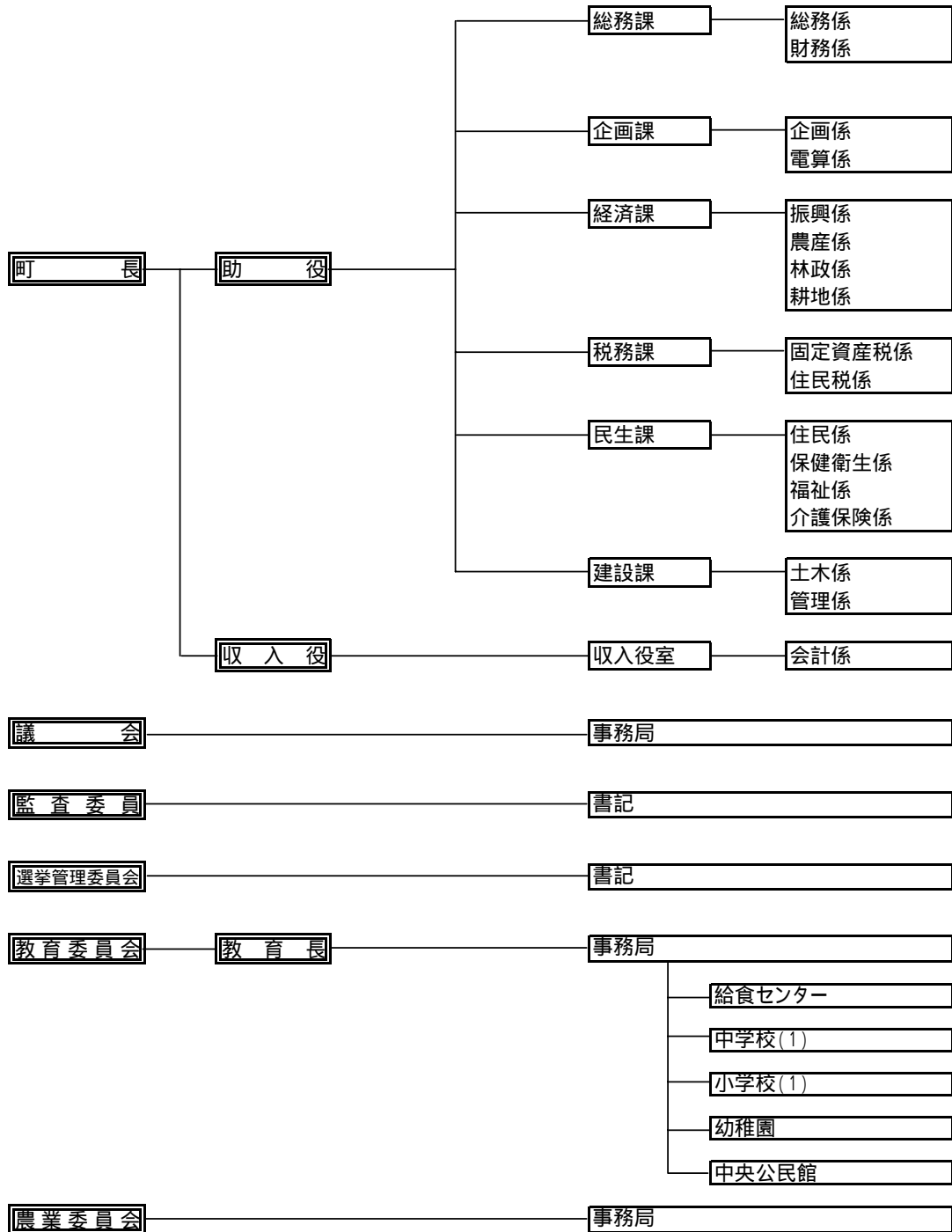
区 分	各 市 町 の 現 況					備 考
	加 世 田 市	笠 沙 町	大 浦 町	坊 津 町	金 峰 町	
2 附属機関						
<p>審議会・委員会の 附属機関の委員等</p>	<p>民生委員推薦会委員 社会教育委員 図書館協議会委員 公民館運営審議会委員 都市計画審議会委員 国民健康保険運営協議会委員 農業振興推進協議会委員 防災会議委員 特別職報酬等審議会委員 青少年問題協議会委員 土地地区画整理審議会委員 土地地区画整理評価員 青少年問題協議会委員 総合振興計画審議会委員 公務災害補償等認定委員会委員 公務災害補償等審査委員会委員 交通安全対策協議会委員 文化財保護審議会委員 消防賞じゅつ金等審査委員会委員 町界町名整理審議会委員 青果地方卸売市場運営協議会委員 公害対策審議会委員 視聴覚ライブラリー運営委員会委員 特別土地保有税審議会委員 学校給食共同調理場運営委員会委員 個人情報保護審議会委員 情報公開審査会委員 体育指導委員 学校医 学校歯科医 学校薬剤師 福祉事務所嘱託医 敬老園嘱託医 産業医 集落嘱託医 選挙長 開票管理者 選挙立会人 投票立会人 開票立会人 投票箱送致立会人 地区公民館長 予防接種健康被害調査委員 ウミカメ保護監視員 文書使送員 国際交流員 家庭相談員 消費生活相談員 交通安全専門指導員 平和祈念館事務嘱託</p>	<p>選挙長 投票管理者 開票管理者 投票立会人 開票立会人 選挙立会人 防災会議委員 消防委員 交通安全対策協議会委員 特別職報酬等審議会委員 総合振興計画審議会委員 青少年問題協議会委員 社会教育委員 奨学金選考委員会委員 公民館運営協議会委員 図書館協議会委員 体育指導委員 文化財調査委員 文化財保護審議会委員 民生委員推せん会委員 国民健康保険運営協議会委員 農政審議会委員 自然保護審議会委員 郷土誌編さん委員 学校給食センター運営委員会委員 心身障害児就学指導委員会委員 心身障害児就学指導委員会専門委員 自然休養村推進協議会委員 特別土地保有税審議会委員 笠沙町水問題対策協議会委員 学校医 学校歯科医 学校眼科医 学校耳鼻咽喉科医 学校薬剤師 保育所医 保育所歯科医 自然保護監視員 学芸嘱託員 水道管理補助員 社会教育指導員 農政推進指導員 駐在嘱託員</p>	<p>民生委員推薦会委員 社会教育委員 公民館運営審議会委員 国民健康保険運営協議会委員 防災会議委員 水防協議会委員 特別職報酬等審議会委員 青少年問題協議会委員 振興計画審議会委員 文化財保護審議会委員 消防賞じゅつ金等審査委員会委員 特別土地保有税審議会委員 情報公開審査会委員 体育指導委員 選挙長 投票管理者 開票管理者 選挙立会人 投票立会人 開票立会人 簡易水道事業運営委員会委員 行政改革推進委員会委員 特別土地保有税審議会委員 給食センター運営委員会委員 地区連絡員 経営生産対策推進協議会委員 農業振興地域整備促進協議会委員 農林業従事者災害共済審査委員会委員 間伐推進委員 登記事務嘱託員 園芸指導員 心身障害児就学指導員 地域ケア会議委員 産業医 学校医 学校歯科医 学校耳鼻咽喉科医 学校薬剤師 幼稚園医 幼稚園歯科医 幼稚園耳鼻咽喉科医 スクールバス運転手 社会教育指導員 体育指導員 幼稚園管理主事 幼稚園補助教諭 農業者トレーニングセンター管理人 人材育成事業推進嘱託員 発掘調査専門嘱託員 健康管理訪問指導員 栄養指導員 母子保健推進員</p>	<p>民生委員推薦会委員 民生・児童委員協議会委員 在宅介護支援センター運営協議会委員 社会教育委員兼公民館運営審議会委員 国民健康保険運営協議会委員 防災会議委員 特別職報酬等審議会委員 道路整備審議会委員 水道水源保護審議会委員 障害児就学指導委員会委員 いじめ問題等対策町民会議委員 学校給食センター運営委員会委員 青少年育成町民会議委員 青少年問題協議会委員 自治公民館連絡協議会委員 子ども会等少年団体育成指導委員 町消防後援会連絡協議会委員 町立病院事業対策委員会委員 総合振興計画審議会委員 文化財保護審議会委員 情報公開審査会委員 体育指導委員 学校医 学校歯科医 学校薬剤師 産業医 選挙立会人 投票立会人 開票立会人 開票管理者 投票箱送致立会人 郷土誌編さん委員 城戸鉄志ふるさとづくり基金審査委員 固定資産評価審査委員会委員 水道運営委員会委員 農政審議会委員 農地移動適正化あっせん事業委員会委員 農地流動化推進委員 むらづくり推進連絡会委員 有害鳥獣駆除対策協議会委員 水田転作面積配分推進協議会委員 水産振興審議会委員 漁業集落環境整備運営委員会委員 自然保護審議会委員 観光開発審議会委員 歴史民俗資料館管理委員会委員 歴史館建設検討委員会委員 行政改革推進委員会委員 明るい選挙推進協議会委員 人権擁護委員 保育所管理運営委員会委員 老人保健運営協議会委員 賞じゅつ金等審査委員会委員</p>	<p>民生委員推薦委員 民生調査委員会委員 国民健康保険運営協議会委員 社会教育指導員 社会教育委員 青少年問題協議会委員 文化財審議会委員 振興計画審議会委員 奨学資金選考委員 体育指導委員 がけ地近接危険住宅移転促進審議会委員 吏員懲戒審査委員会委員 視聴覚ライブラリー運営委員会委員 消防委員会委員 農業振興地域整備促進協議会委員 町消防賞じゅつ金等審査委員会委員 行政改革推進委員会委員 林業振興地域整備促進協議会委員 町特別職報酬等審議会委員 予防接種健康被害調査委員会委員 図書館及び文化財収蔵展示館建設 審議会委員 情報公開審査会委員 外国語指導助手 選挙長 開票管理者 投票管理者 選挙立会人 開票立会人 投票立会人 学校嘱託医 学校嘱託歯科医 学校薬剤師 保育所嘱託医 保育所歯科嘱託医 産業医 学校産業医</p>	



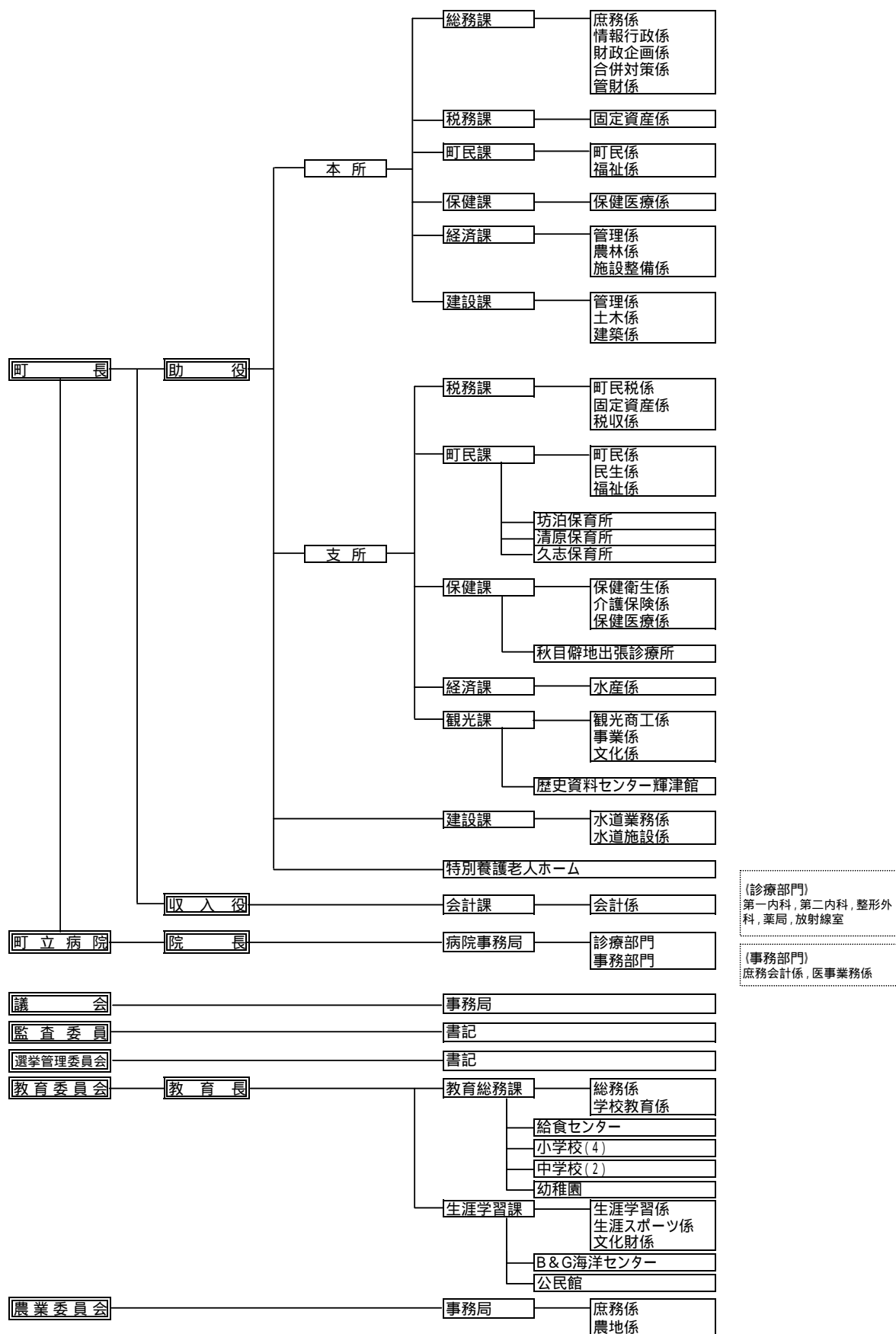
# 笠沙町行政組織図



# 大浦町行政組織図



# 坊津町行政組織図

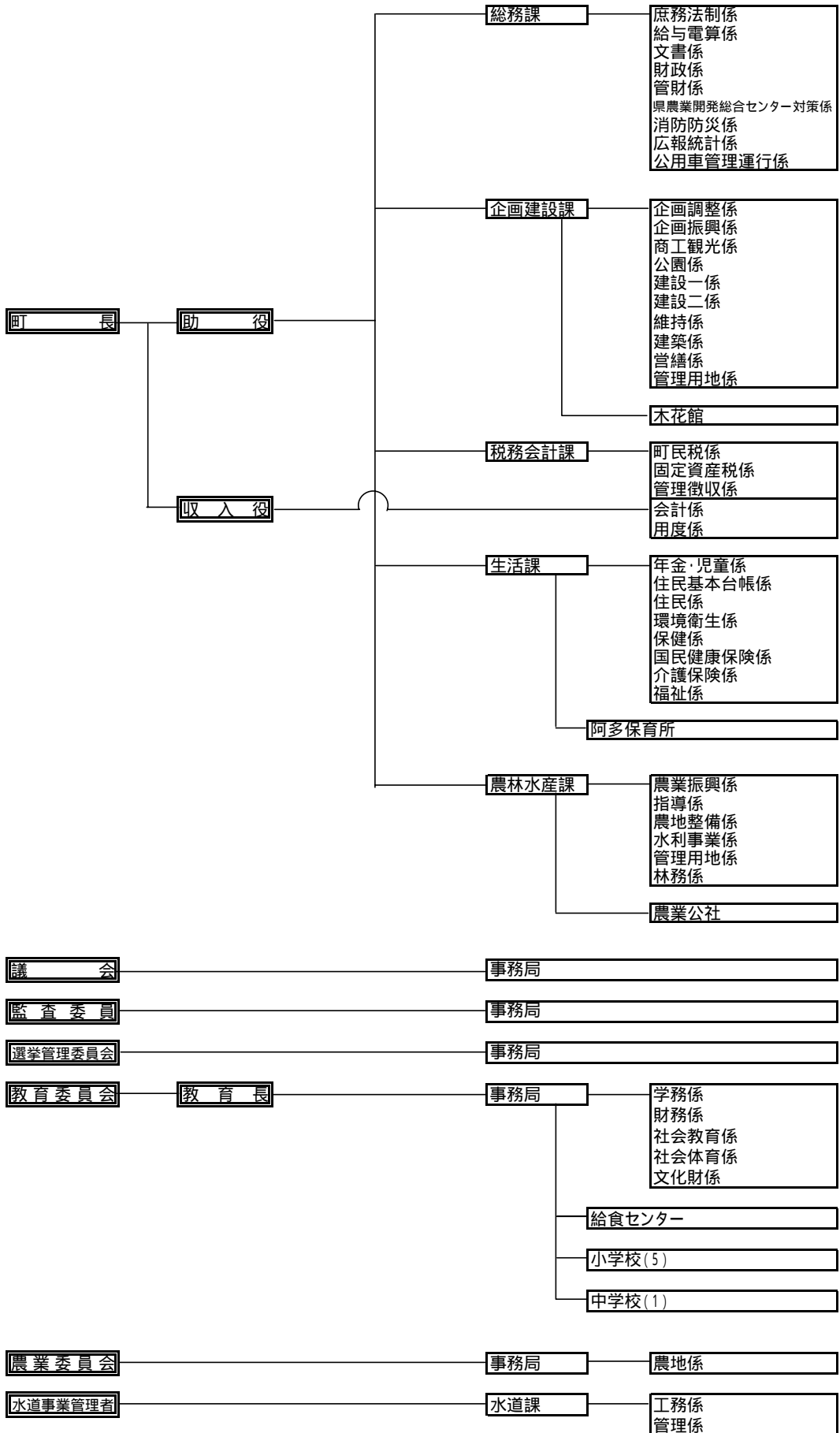


(診療部門)  
第一内科, 第二内科, 整形外科, 薬局, 放射線室

(事務部門)  
庶務会計係, 医事業務係



# 金峰町行政組織図



## 川辺地区合併協議会の調整内容

調 整 項 目	事務組織・機構の取扱い	専 門 部 会 名 関 係 項 目	総務部会（総務人事分科会）
---------	-------------	----------------------	---------------

区 分	関 係 法 令 ( 概 説 )
-----	-----------------

### 事務組織・機構の取扱い検討方法

新市の事務処理組織機構の設置は、新市の市長職務執行者が行うこととなりますが、その準備については、当該合併市町村間で協議を行った上で合併後の事務執行に支障がないよう配慮するとともに、新市の将来の効率的な事務運営につながるべく、内容を固めておくことが適当です。

新設合併の場合は、条例や規則等に基づいて組織機構を新たに設置する必要があります。

#### 1 本庁組織

地方自治法第158条第7項の規定に基づき、市町村の部課について条例で定めることとなります。その際は、住民の福祉の増進、運営の合理化、規模の適正化に配慮しつつ、かつ、他の市町村の部課との組織との間に権衡を失しないようにする必要があります。

#### 2 出先機関

合併にあたって、これまでの市町村の本庁としての事務所や出先機関としての支所等の扱いについて、その位置、名称、機構、業務内容、所管区域等に関して、合併関係市町村で協議しておくことが適当です。

支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、地方自治法第155条の規定に基づき、「条例でこれを定めなければならない」と定められています。新設合併、編入合併いずれの場合でも、従来の市役所（町村役場）を支所又は出張所とする例が多く、どの程度の事務をその支所等で取り扱うのか、組織、人員、所管区域をどのようにするのか、市町村の事務の効率化と住民の利便性の均衡をどのように図っていくのか等を、十分に検討することが必要です。

#### 3 附属機関

合併にあたって、本庁組織の扱いに付随して、附属機関の取扱いも合併関係市町村で協議しておくことが適当です。

（参考：市町村自治研究会編『合併協議会の運営の手引き』139-140頁）

## 川辺地区合併協議会の調整内容

調 整 項 目	事務組織・機構の取扱い	専 門 部 会 名	総務部会（総務人事分科会）
		関 係 項 目	

区 分	関 係 法 令 ( 地 方 自 治 法 )
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）抄</p> <p>（地方公共団体の法人格とその事務）</p> <p>第2条 1～13省略</p> <p>14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、市民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。</p> <p>15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。</p> <p>（執行機関の組織の原則）</p> <p>第138条の3 普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によって、系統的にこれを構成しなければならない。</p> <p>2 普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。</p> <p>3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の執行機関相互の間にその権限につき疑義が生じたときは、これを調整するように努めなければならない。</p> <p>（委員会・委員及び附属機関の設置）</p> <p>第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。</p> <p>2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。</p>	<p>3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。</p> <p>（支庁・地方事務所・支所等の設置）</p> <p>第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。</p> <p>2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。</p> <p>3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。</p> <p>（都道府県の局部・分課及び市町村の部課）</p> <p>第158条 1～6省略</p> <p>7 市町村長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で必要な部課を設けることができる。この場合においては第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に適合し、かつ、他の市町村の部課の組織との間に権衡を失しないように定めなければならない。</p> <p>（出納員及び会計職員）</p> <p>第171条 1～5省略</p> <p>6 普通地方公共団体の長は、出納長又は収入役の権限に属する事務を処理させるため、規則で、必要な組織を設けることができる。</p>